

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
<p>宇陀市土地開発公社（以下本表において、「甲」という。）が金融機関（以下本表において「乙」という。）から受ける融資に対する債務保証。</p>	<p>乙が甲に資金を貸付けた時より、当該貸付金の最終償還期限（最終償還期限に変更があった場合は、その変更後の期限とする。）到来後、甲の乙に対する当該債務が完全に消滅する日まで。</p>	<p>200,000</p>
<p>室生地域文化伝習展示施設 (あさぎりホール)指定管理委託料</p>	<p>平成29年度から平成30年度まで</p>	<p>4,000</p>
<p>毛屑・ニベ処理指定管理委託料</p>	<p>平成29年度から平成32年度まで</p>	<p>36,000</p>